

介護保険事業所管理者 各位

豊田市介護保険課長 都築 保裕

令和8年度認定調査員新任研修（第3回）の開催について（通知）

平素は、当市の介護保険事業に御協力いただきありがとうございます。

愛知県から認定調査員新任研修開催通知が下記のとおりありました。つきましては、対象となる方の受講に御配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 研修日時

（1）eラーニング等の受講期間

令和8年10月5日（月）から19日（月）まで

（2）集合研修

令和8年10月22日（木） 午後1時30分から午後4時まで

2 会場

集合研修：愛知県自治センター（名古屋市中区三の丸二丁目3番2号）

※ eラーニング等の受講については、パソコン等を御用意の上で各自受講いただく形式のため、会場の指定はありません。

3 受講対象者

（1）市町村等が調査を委託する指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設及び地域包括支援センターの介護支援専門員で介護支援専門員資格が有効である者

※ 有効期間が切れている方は受講できません。

※ 介護支援専門員実務研修を修了し、愛知県に「介護支援専門員登録申請書兼介護支援専門員証交付申請書」を提出済みで、介護支援専門員証の交付を希望した者のうち、上記の要件を満たす予定の者を含みます。

（2）新たに指定市町村事務受託法人で認定調査員として従事する予定の者で介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号（※）に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者

※ 今後も指定市町村事務受託法人における認定調査は介護支援専門員が行うことを基本とし、この要件に該当する者による認定調査は補完的に可能であるものであることに御留意ください。

※ 「過去に認定調査員新任研修（他都道府県、指定都市主催含む。）を受講したことがある者」については、原則、受講の対象外とします。現任研修やeラー

ニングシステムを御活用ください。

4 申込方法

別紙2「令和8年度認定調査員新任研修受講申込者名簿」を介護保険課へ提出

※2 受講対象者（2）に該当する申込者については、認定調査員の要件の確認のため、①介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号に規定する者であることを証明する資格証（介護福祉士登録証など）の写し、②介護に係る実務経験が5年以上ある旨を証明する実務経験証明書（写し※）の2点も「令和8年度認定調査員新任研修受講申込者名簿」とともに提出してください。

※②の原本については、指定市町村事務受託法人が県に提出する変更届に添付していただくため、本研修に伴う提出においては写しを提出してください。

5 申込期限

令和8年9月16日（水）

6 その他

研修の詳細については**別紙1**を御参照ください。

<連絡先>

豊田市役所 介護保険課 認定担当 稲垣

電話：（0565）34－6961（直通）

FAX：（0565）34－6034

メール：kaigohoken@city.toyota.aichi.jp